

公園内行為許可申請書

年 月 日 ()

熊谷スポーツ文化公園 指定管理者

(主催者)

住 所 :

氏 名 :

連絡先(Tel) :

(団体名) :

※法人にあっては、その名称及び所在地並び代表者の氏名

埼玉県都市公園条例第9条第1項及び埼玉県都市公園に関する規則第3条第1項の規定により、下記のとおり都市公園内における行為の許可を受けたいので申請します。

行為の目的	競技会、展示会、博覧会その他これらに類する催し
行為の期間 及び時間	年 月 日 () ~ 年 月 日 () : から : まで
行為を行う場所 又は 使用する公園施設	<input type="checkbox"/> 多目的運動場1F(東側) <input type="checkbox"/> 東第1多目的広場 <input type="checkbox"/> 多目的運動場1F(南側) <input type="checkbox"/> 東第2多目的広場 <input type="checkbox"/> 多目的運動場2F(西側) <input type="checkbox"/> 東第3多目的広場 <input type="checkbox"/> 体育館2Fラウンジ <input type="checkbox"/> 東第4多目的広場 <input type="checkbox"/> にぎわい広場 <input type="checkbox"/> 芝生広場(東・西) <input type="checkbox"/> 西多目的広場 <input type="checkbox"/> その他()
行為の内容	※ 大会・催事名等
使用料(利用料金)の納付方法	一括
埼玉県都市公園に 関する規則第3条 第2項に定める事 項等 ()内の数字は県外料金	東第1多目的広場 (1・2) 面 × 770円 (1,155円) × H ≒ 円 東第2・3・4・西多目的広場 1,050円 (1,575円) × H ≒ 円 ※サッカー、ラグビー等で競技用ラインを必要とする場合は、利用場所ごとに1回 8,150円のライン代を別途加算します。 芝生広場東(グラウンド・ゴルフ利用の場合) (1・2) 面 × 520円 (780円) × H ≒ 円 催事 m ² × 2円(3円) × H × 110/105 ≒ 円 ● 予 定 人 員 : 名 ● 担 当 者 所 属 : ● 担 当 者 名 : ● 担 当 者 住 所 : ● 連 絡 先 (Tel) :



※ 個人情報の取り扱いについて

申請頂く個人情報については、各施設のご利用にあたっての貸出業務のために使用します。お客様ご本人から開示、訂正等を求められた時には速やかに対応します。また、法令に基づく場合以外に第三者への提供、開示及び個人情報の取扱いを業者に委託することはありません。

■ 上記の利用申請に当たっての個人情報の取扱いについて、該当する項目の口にチェックしてください。なお、個人情報の提出については任意ですが、ご提出いただく情報は施設をご利用いただくために必要な情報であり、ご同意いただけない場合はご利用をお断りする場合がございます。

 同 意 す る

 同 意 し な い